

# 「データを活用した子どもの運動・スポーツに対する意識向上に関する調査委託」

## 提案書評価基準

### 1 基本的な評価事項

受託候補者の特定にあたっては、本市にとって最適な事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式を採用し、評価点の最も高い提案者を受託候補者とします。

### 2 評価点

提案書及びヒアリングの内容を評価し、評価点を与えます。評価委員1人あたりの評価点の満点は150点とします。

### 3 評価点の最も高い者が2者以上あるときの対応

「プロポーザル評価表」の評価項目「業務実績」、「業務実施方針（1）業務に対する考え方の妥当性」、「業務実施方針（2）業務実施手法の妥当性」の合計得点が最も高い提案者を第一順位とします。

この方法によりなお第一順位が決定しない場合は、評価委員の投票で多数決により当該同点者の順位を決定します。票数が同数の場合には委員長の判断により決定します。

### 4 評価委員会を欠席した評価委員の評価点の取扱い

評価委員が評価委員会を欠席した場合、その評価委員の評価点は無効とします。

### 5 評価方法

（1）評価項目、評価の着目点及び配点の詳細については、【表】プロポーザル評価表のとおりです。

（2）各評価項目について、A、B、Cの3段階評価を行います。評価は各A = 5点、B = 3点、C = 0点とし、各項目の比率を乗じた点数とします。

#### 【例：比率2の項目の場合】

評価がAの場合、評価点は 5点 × 2 = 10点

評価がBの場合、評価点は 3点 × 2 = 6点

評価がCの場合、評価点は 0点 × 2 = 0点

- (3) 全ての評価項目を絶対評価により採点します。
- (4) 評価委員1人あたりの持ち点の60%を基準点とし、採点の結果、1人でも基準点に満たなかった場合は不適格とします。